

特集 “倫理綱領” を考える

今、何故倫理綱領全面改訂なのか

〈その歴史と背景、そしていま〉



平成12年度第36回総会において、『倫理綱領改正素案』が提案され、今、全国の各支部で、この改正案について、熱心な議論が巻き起こっていることと思います。それをふまえて、来年度第37回総会にて採択したいということで、愛媛県支部においても、地域部、役員会主催の研修会などで活発な議論が行なわれています。

現在の倫理綱領は、理念的な内容で短くまとめてありますが、今回の改正素案は、かなり細かなところまで触れており、理念的なことと併せて具体的な行動の指針となるように記してあります。

今、何故こういう形体の倫理綱領が生まれようとしているのか？必要と考えられているのか？

まずその歴史を振り返ってみましょう。

PSW 協会の歴史と倫理綱領

1964（昭和39年）日本PSW協会第1回総会

1973（昭和48年）第9回横浜大会・『Y問題』の提起

混乱期：Y問題の継承・保安処分問題等をめぐり紛糾

1976（昭和51年）第12回静岡大会中止

1982（昭和57年）第18回札幌大会・『札幌宣言』

PSWの実践の終局目標「精神障害者の社会的復権の樹立」

活動の位置づけ[クライアントの社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動]

1987（昭和62年）第23回神戸大会・倫理綱領委員会発足

1988（昭和63年）第24回沖縄大会・日本精神医学ソーシャルワーカー協会の「倫理綱領」採択

1989（平成元年）・大阪・A病院にて「クライアントの預かり預り金横領事件」

1991（平成3年）・前文一部改訂（社会福祉を基盤とする専門性……）

1992（平成4年）・東京・K病院及びK作業所にて「クライアントの小遣い、年金等預かり金横領事件」

「作業所の運営資金横領事件」

1995（平成7年）・北海道・O病院にて「クライアントの預かり金横領事件」

1995（平成7年）倫理綱領改訂「地位の利用の禁止」「機関に対する責務」を追加

1997（平成9年）全米ソーシャルワーカー協会・ソーシャルワーク実務基準及び業務指針を作成

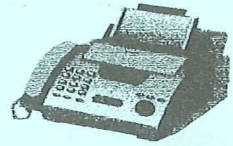
1998（平成10年）『PSWの倫理綱領〈資料集〉』編集配布

1999（平成11年）《精神保健福祉士》国家資格となる。第1回資格取得者誕生

日本精神医学ソーシャルワーカー協会から日本精神保健福祉士協会へ名称変更

2000（平成12年）有資格者約7000名となる（4月現在）

2000（平成12年）第36回東京大会・「倫理綱領改訂素案」提議



以上がこの度『倫理綱領改訂素案』が提議されるまでの協会の歴史です。

Y問題を契機として、PSWの存在の意味、資質の向上を改めて問い直し、苦悩の末、札幌宣言があり、倫理綱領の採択となりました。近年、協会員による不祥事が重なりました。私たちは、ともすれば、大きな決定権を持つこととなり、自分の都合で行動することがいとも簡単にできてしまう立場にあることを十分に認識しなければなりません。

もう一つのファクターとして、一昨年、初の国家試験が行なわれ、現在約7000名の有資格者がおり、先だって行なわれた第3回の合格者を含めると、今年度は有資格者が10000名近くになります。しかし、有資格者のうち他職種がかなりの割合を占め、精神保健福祉士＝PSWとは言えなくなってしまったのが現状です。この状態は受験資格の経過措置が終わるまで続き、その傾向がすすんでいくと思われます。

そういう現状を踏まえ、もう一度“精神保健福祉士”というものを見つめ直し、理念の骨子であった倫理綱領をより具体的な指針となるべきものにとというのが、今回の改正意図だと思います。

この改訂素案は我々が「精神保健福祉士」（もしくはPSW）と名乗り、業務にあたる時の基本視点、基本思考、価値観、行動規範などがかなり細かく明文化しており、ここを出発点に据えて実践を振り返ればその都度自分の位置が見出せるよう考えてあります。そのような倫理綱領に触れて何を感じたのか。各々の日々の業務の「意味」を改めて振り返ってみましょう。これからにつなげていくために、ここはじっくり考え、議論していきましょう。

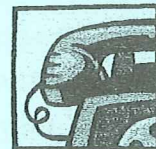
関係資料（本誌と併せてご覧下さい）

＊精神保健福祉 PSW 第43号 日本精神保健福祉士協会 特集 新倫理綱領とPSWの実践（P5～P29）

＊第36回東京大会総会議案書 第4号議案「倫理綱領」改訂素案について（案）（P35～P41）

＊日本精神保健福祉士協会Home Page <<<http://www.mmjp.or.jp/psw/>>>

（協会案内 規約倫理綱領，現在の倫理綱領と新「倫理綱領」試案（全文））



倫理綱領改訂に今思う

地域生活支援センターまごころの会 上野 一郎

本協会設立（1964年）から現在に至るまで、倫理綱領に関するものとして「Y問題（1973年）」から始まり、「札幌宣言（1982年）」、「沖縄大会（1988年）」にて、倫理綱領が採択されたという流れがあります。

今回の「倫理綱領改訂素案」を読まれた多くの方は、あたり前のことを書いているなと思い、文章に目を走らせたと思います。私もその一人ですが……。で！なぜあたり前のことをそんなに、日本中で協議しようとしているのか？

あたり前の内容の裏にある、我々が精神保健福祉士として業務をするにあたり基本的な視点・価値観等専門職として読み取る作業が必要ではないだろうか？

倫理綱領を考えることについて私は、1978年に起こった「Y問題」は、始まりではなく、本質的な流れは今からさかのぼること約100年前に、社会防衛策として公布された「精神病患者監護

法（1900年）」の精神が、我々日本に生まれ育った者の中に現在も引き継がれている現実があるという事を前提に、日本人としてあたり前のことをあたり前としてできていない事の実態を知る必要があると思います。

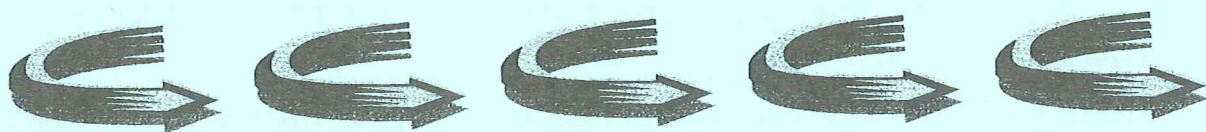
倫理綱領改訂の中でも、「自己決定」の項目については、支部定例会や地域部会の中でもかなり取り上げられていると思います。

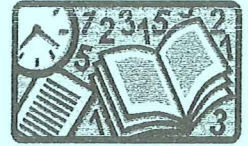
ここで少し私事の事例を取り上げます。以前私が関わっていたメンバーの方が、単身生活をしたいと相談にこられた事があります。私もPSWの端くれとして当時、彼のニーズとか、思いをできるだけ基本において単身生活をサポートしようと一緒に考えていました。そんな中で、彼に対して「単身生活するには、できるだけ自炊をしたら経済的に楽だから自炊ができるようにしてみよう。」とか「1ヶ月の生活費が〇〇円だから1日〇〇円の生活を想定して今からその生活リズムをつけていこう。」とか彼に対してこれだけの事ができないと社会では生活できないよ。と言わんばかりの事を平気で口にしていた時がありました。言葉こそ命令調でなかったにせよ、今振り返るとこんなアプローチの方法が、精神科領域におけるリハビリテーションの一つだと思っていたのです。私自身福祉的側面と思い提供していたサービスが、実は医療の枠に組み込み、医療中心の援助機能を拡大していたにすぎないと痛感しています。

さて、話を元にもどし、前出に“あたり前のことをあたり前にできていない事を知る必要”と表現しましたが、もう少し私なりに思うには、倫理綱領の内容について諸外国、他団体の倫理綱領とあえて比較しても、文化・政治の違いはあれど基本的人権の尊重を始め大きく本流から離れた内容ではないように思う。違うのは、書かれている内容ではなく日本において約100年前に公布された「精神病患者監護法」の精神である社会防衛の精神が日本人として現在まで引き継いできている現状が大きな違いである。精神科領域に従事している者は勿論、当事者の人たちでさえこの精神は引き継がれているのである。その結果として日本における精神障害者は、医療中心の援助が続けられてきた。100年間という時間の流れのなかで、生活までが医療の枠に組み込まれ、未だに脱施設化も脱集中化も円滑に行われず、多くの精神障害者の方たちが社会的復権をされない環境の中で、生活をしている現状がある。

我々が、精神保健福祉士として実践を試みるときに、障害者自身が自己決定や、自己選択ができる環境になっていない現状を認知し、倫理綱領改訂について議論していく必要がある。さらに、過去100年をどう感じ、どう読み取るのかそして、21世紀になった今、来る100年後の22世紀に向けて我々がなすべきことは何か。“時は金なり”は20世紀のことでした。21世紀は“時はいのちなり”つまり人間としての尊厳・自尊心の回復・人としてのいのちの回復を歴史的後始末でなく、新しい日本の歴史として一歩ずつ刻んでいく作業が必要ではないだろうか。その道しるべとしての倫理綱領を我々が作り上げていくことが問われているのではないかと思います。

駆け足で、私の思いを書かせていただきましたが、何か気持ちだけが先行してしまいまとまりのない文面となりましたことをお許しください。





精神保健福祉士の資格をとって

精神保健福祉センター 中本 直子

最近、精神保健福祉士の専門性について倫理綱領のことなどを含めて考えるきっかけが多く、その中で、他職種からの精神保健福祉士としての考えを求められることがよくありました。しかし、正直なところ「何で精神保健福祉士をとったのか」「精神保健福祉士は社会福祉の考え方が専門性の元になっているのに、福祉の専門家でない保健婦が精神保健福祉士として何を専門性として活動していくのか」など問われると、二の句を継げない自分がいました。恥ずかしい話ですが、そうして問われることで初めて自分がいかに保健婦としての専門性を真剣に考えずに仕事をしてきたかということを今更になって考えるきっかけとなりました。ただ自分の中で、地域の中で働く身として「生活者の視点」というのは持つことを心がけてきたと思っています。確かに教育の中では「医療モデル」で習ってきたかもしれませんが。しかし、職種が何であれ、「置かれている立場が変われば、視点も変わる」。そういった意味では、地域にいれば、自然に生活者の視点で支援をしていくのが自分の中ではあたりまえであったと思うのです。そして、精神保健福祉士の専門性の一つである「生活者の視点」は、私の中での価値観と一致していると思っています。

しかし、これをきっかけに、自分の中で、保健婦として雇われて仕事をしていることの専門性、精神保健福祉士の資格を取ったものとしての専門性について、自分の中で整理していかなければと思うし、資格を取ったからには自分の置かれている立場について伝えていく責任があると思っています。そしていつの日か「他職種から精神保健福祉士をとったことの専門性」「精神保健福祉士としての専門性」について問われたときに、一言でも自分の考えが言えるようになりたいなと思います。（うまく表現できず、すみません）

また、今回のような倫理綱領の改定にあたって、改めて自分の中の価値観や自分の行動を振り返ること、自己覚知の大切さを実感しています。倫理綱領については、何回か読み返してみました。以前のものと比べると新米の私にとっては、ケースワークについては具体的に行動する際の規範になることが盛り込まれているように感じました。気になったのは、「自己決定」が最優先という考え方は伝わるのですが、どこまでが自己決定というのか。その判断は誰がどうやってするのか。関わりの中で一番大事な価値観だからこそもう少し具体的にすべきなのか、それとも個人の価値観で判断するのか、本人に全面的に任せるのか…。私の中では悩んだ点でした。

もう一点、ソーシャルワークについては、コミュニティーワークが重要であることは伝わりましたが、あまり具体的な指針が示されていないように思いました。これからは地域の中で精神保健福祉士として働く人が増えてくると思います。今後、倫理綱領を行動規範、指針として生かしていくならもっと具体的に示す必要があるのではないかと思います。

最後になりましたが、福祉を専門とする精神保健福祉士としては新米の私ですので、これからいろいろとご指導ください。

倫理綱領から学んだこと

明星会 村上佳芳里

この仕事を始めてから倫理綱領についてしっかりと勉強したのは新人研修の時でした。その頃はこれまでの業務の中で自分の考え方やメンバーさんへの話し方など、この方法でよかったのだろうか、と悶々と考え込んでいました。そんなときに倫理綱領を勉強できたことで、私の頭の中で道筋ができたような、何かがパッとほじけたような気がしました。これを機会に今までの実践を振り返り、確認することができましたが、もっと早く倫理綱領を勉強しておくべきだったと反省しました。

それから1年以上が経ち、今回の改正案を読んだとき、自分のこれまでの関わり方を振り返ってみると反省すべき点が多く、不安な点がたくさん出てきました。

例えば「自己決定」について、これまで本人の自己決定を尊重し、関わってきたつもりでした。しかし、今までの実践を振り返ってみると、そう「自己決定」させるように促していたのではないだろうか・・・、自分の価値観に合わせていたのではないだろうか・・・、本人の「自己決定」だ、と勝手に自分が自己決定していたのではないだろうか・・・などなど考えれば考えるほど分からなくなってきました。たくさんの疑問がわいてきました。自分では倫理綱領の視点で行動してきたつもりでしたが、実際は外れていたこともあったのではないだろうかと思います。多忙な業務の中で振り返ることの大切さを置き去りにしてしまっていたことを反省しました。

新人の私にとって倫理綱領は、実践の中でつまづいたときや、業務を振返ったときに、専門職としての基本的姿勢を見つめ直すことのできるものだと思います。今回改めて、自分の置かれている立場や専門職としての責任を強く実感し、考えさせられました。共通する視点としての倫理綱領の言葉の意味をどこまで深く理解し、実践していくかが、今後の私の課題です。



～支部の取り組み～

真網代くじりリハビリテーション病院 大北有理

昨年7月1日東京大会にて「倫理綱領改訂素案」が提議され、各地区で意見集約を行い次年度総会で議案提議することを投げかけられた。これを受け、支部としても倫理綱領について十分に議論・検討方法等企画準備を行うこととなった（いわゆる倫理綱領プロジェクト委員です。）

現在の動きは以下のようになっています。

・プロジェクト委員会 8～10月、平均月2回企画会議実施。今年は2月実施予定。

10月22日 本協会会長 門屋充郎氏講演

各グループトークのテープ起こしを行い、随時役員会にて報告中。これを会員の皆さんにどうおろしていくかを検討しています。また本協会 倫理綱領委員会会長の小出保廣氏より、「えひめはまじめだ！是非会員の意見を聞かせて欲しい！」（といわれたのかどうかは不明ですが）との要望がありましたのでグループトークの内容をまとめたものを小出氏にお渡しすることになりました。

また、各地域部会においても倫理綱領の輪読や意見交換を行ってもらっています。今回倫理綱領について話し合う機会ができて、本協会や支部の歴史・なぜ今改定案が提議されたのか等々、改定案の中身をそれぞれどう感じ、考えられたか、会員個々の中で得るものがあったのではないかと思います。

これからは、まじめなえひめ会員の皆さんの意見が更に聴ける場を設けたり、またどのように集約していくかを考えていこうと思います。

ま と め

今回の特集では、倫理綱領改訂素案を通じて、執筆者の皆様には日々の実践を振り返っていただきました。今年度はこの改正素案を基に全国で話し合おうということで、臨時定例会、地域部会など倫理綱領について語る機会が例年に比べて多くありました。

その中で中堅以上の会員にとっては、「何でここまで細かくする必要があるのか」と思った人も多いのではないのでしょうか。しかし、一方で具体的な記述の方が入職して日の浅い若い世代の人達にとっては理解しやすいという声もあるようです。

前文にも記しましたが、他職種の有資格者が増えてきたということは、基盤が違うもの達が同じ「精神保健福祉士」として業務を行なうということです。その際、共通の認識や価値観にのっとって業務を行なう必要があるため、今回かなり具体的で細かい記述になったのだと思われます。

さらには、資格化に伴い、協会でも有資格者の配置や業務の点数化を求める動きとなっています。これについては、PSWの地位の確立や保護を図るためであったはずの資格化や点数化が、一方では、施設の収入源としてのみ利用される危惧もあります。（それについては、又いずれと思っていますが・・・）だからこそ今、我々の実践を厳しく律するものとして新しい倫理綱領が必要なのでしょう。

しかし、いざその内容について話し合いを始めると、たとえば「自己決定」の項で引っかかり、気がつけば2時間、3時間・・・が過ぎ、話せば話すほど煮詰まってしまいます。部会などでそのような経験をされた方も多いかと思います。それは当たり前のことで、「～べき」論（倫理綱領）を日々の実践に当てはめると、考え込まなければならないことだらけです。その「考え込む」ということを大事にすることだと思います。執筆者の皆さんも書かれていたように、忙しさにかまけてつい流されてしまい、見失いそうになる基本的な考え方をどれだけ意識の中においておけるか、自問自答したり仲間と話し合ったりできるかが大切なことでしょう。“倫理綱領”は、その材料として存在するものだと思います。

今後もし折りあれば倫理綱領に関する話し合いを続け、新たに精神保健福祉士となる人もいまま精神保健福祉士として活動している人も、共有していけるよう努めていきましょう。

特集担当編集員一同

困ったもんだ 移送問題その後

前号特集で紹介した民間移送請負会社と自負する「トキワ警備」が、大増殖している模様。テレビには出演するわ、本は出すわでエライことになっています。HPも大幅リニューアルして、病気の相談から、診断までしているのですから。費用は、1回30万～200万円ですと。しかも大繁盛らしい。都及び近郊都市では、家族が相談に来たら、医者がトキワのパンフレットを渡してここに相談しなさいなどという病院もあるそうです。社長はその道のスペシャリスト気取り。こんな会社許しておいていいわけがない。

まあHPを覗いてみてください。ハラが立つのを乗り越えてアキれますよ。

《<http://www.tokiwakeibi.com/>》



こちら地域部！！

東予地区

東予地区は1月13日（土）に、西条道前病院にて例会を行ないました。参加者は14名。内容は病院見学をした後、精神保健福祉法改正による、開放的処遇についての各病院の取り組みや現状などについて情報交換し、意見交換を行いました。病院によって、取り組みや考え方にはそれぞれ特徴があるようでしたが、病院ぐるみで活発な意見交換が行なわれたのは、どこにも共通することだったようです。この動きを私自身に置き換えて考えてみると、病棟の開放化をスタートラインとして、その中で何をどう取り組んでゆくべきなのかを考えていかなければならないと感じました。

東予地区は会員の皆さんの積極的な参加に支えられ、何とか4回の例会をこなしてきましたが、部会員の正直な思いとしては、取り上げる話題を決めるのに苦勞し、内容が十分ではなかったという気がしています。今回は初めて事例検討をはずして行なってみましたかどうか？来年に向けて、皆さんのご意見をお伺いしたいです。

（報告者：財団新居浜病院 川俣誠志さん）

中予地区

11月某日中予地区の例会を行ないました。テーマはデイケア。デイケアを通して当事者の方々の生活の在り方を再考しようという目的で会を持ちました。病院デイケア、公的機関のデイケア、不登校のフリースクール、それぞれの現場からの報告をしてもらい、それをもとに自由に意見交換をしましたが、デイケアが、そして我々が、当事者の方にとって果たして十分機能しているのか？といった迷い、行き詰まりからの不全感を各現場が抱えていることがよく分かりました。中年（青年もいたか？）の嘆き、ため息に終始した感はありませんでしたが、それでも問題を共有できたことは、意義深く、前進へ糧となり得ることを感じるに十分な内容でした。

それを終えて、部会では長い話し合いを持つこととなりました。中予地区の当事者や会員が抱えている問題は何か、それに対応するには何を優先させるべきか、地域部会の意義・役割は何なのか、ソーシャルワーカーとしての今すべきことは何か、考えるほどわからなくなる中、出た結果は、次回部会例会では前回の内容をより深め、問題と向き合うことで我々の持つ課題を少しでも整理していこうというものでした。

一方、新聞報道等でご存じの通り、現在中予は、松山市の精神障害者社会復帰施設建設問題で大きく揺れています。当然ワーカーとしてこの問題をどうとらえていくかは、共通の重大な問題です。中予地域部会としては、これをもうひとつの主題として、情報の共有、話し合いをしたいと考えています。（2月13日火曜日予定）

（報告者：松山記念病院 五郎丸岳也さん）

南予地区

南予は地理的なこともあり、なかなかみんなが集まるのが難しいので、3回に分けて（大洲・八幡浜地区、御荘・宇和島地区、全体）倫理綱領について深めていくことにしました。

1回目は12月26日に平成病院にて大洲・八幡浜地区のPSWが参加して行なわれました。デイケアのメンバーに対し記録をとることの了解は得ているのだろうかといった問題提起があり、インフォームド・コンセントや記録の開示、また、関係機関との連絡調整の中でのプライバシーの保護等について話し合われ、それぞれのワーカーで解釈にも違いがあることが明らかになりました。2回目は1月19日に宇和島病院デイケアにて、御荘・宇和島地区のPSWが参加して行なわれました。自己決定の制限について話しをし、PSW自身の価値観を押しつけないよう常に心がけておく必要があるとの意見も出されました。

1回目、2回目どちらからもPSWとしての言動のよりどころとなるのが倫理綱領であり、照らし合わせながら仕事をすすめていかなければとの声が聞かれました。

次回は2月17日に行なわれる予定ですが、今後も継続して考えを深めていきたいと思っています。

（報告者：双岩病院 小西公美さん）

新人研修を終えて

新人研修担当 宇和島病院 上村 和也

『大洲青年自然の家』、それはとても寒いところ…。11月18日～19日に行われた新人研修の参加者10名（＋スタッフ）は皆口を揃えてこう言うでしょう。

今回の研修は倫理綱領の講義に始まり面接技法のロールプレイング、生活支援について、ハイピッチな初日。夜の懇親会も盛り上がり、会場も深夜まで電気が…。それでも翌日は全員揃って7:00から朝のつどいに参加して一日の意気込みを誓い、制度についての講義、各自が持ち寄った事例を元にしたグループワークと無事に進行し、今年度の研修は終わりました。

熱心に受講された新人の皆さん、忙しさの合間に資料を作ってくださった講師の方々、そして夜遅くまで打ち合わせをしたスタッフのみんな、本当にお疲れ様でした。

新人研修を受けての感想①

国領荘 荒木 寛

思い起こせば、2年目の昨年は腰痛にて参加できず、3年目の今年は、インフルエンザで38度の高熱を出しながらも気持ちよく参加できました。というのも、研修プログラムの内容の一つ一つに日々の業務における自分の足跡を確認できた2日間であったからです。ワーカーとして「早3年、まだ3年」という複雑な思いをこれからの4年、この先10年という希望と努力に託して研修の2日間を日々の業務に生かしたいという新鮮な気持ちになりました。と同時にインフルエンザも懇親会のアルコール（消毒）で2日後には治りました。

新人研修を受けての感想②

花工房 安達 友貴

私はPSWになり、2年目になります。日々の業務の中では今の所、目の前の事に精一杯になり、なかなか自分が目指しているものについて考える機会が少ないように思います。そんな中今回の新人研修は受講者の少ないこともあり、自分自身でワーカーとは何か、整理しそれについて評価してもらういいきっかけではなかったかと感じています。また、甘い考えかもしれませんが、同じ2～3年目の方と話すことによって「自分だけが悩んでいる訳ではないんだ」という安心感もありました。そして今回私が感じた事の一つに「地域と病院のワーカーってそんなに違うんだ」と感じたことがあります。私が病院に勤めたことがないせいでしょうか、よく「それはあなたが地域にいるからだ」といわれました。医療の知識だけでなく、医療にいる人の感覚も知らなくてはいけないことのひとつと実感しました。他にも自分が至らないことは山程感じた新人研修でしたが、先輩ワーカーの皆様、今後ご指導の程よろしくおねがいします。

現任保健婦研修会に参加して！

十全第二病院

岡部美保

3日間の講義では、ワーカーをはじめ医師、保健婦、県職員等により、それぞれの立場からの思いを聞き、改めて私たちの仕事もいろいろな職種やヒトと関わりながらやっていくものということを感じました。そのためにも自分自身のワーカーとしての視点もしっかりしたものにしていきたいと思いました。

また、今回参加した保健婦はすべて市町村の方で、法改正にともなって少しずつ精神障害者を取り巻く環境もかわりつつあり、何かと変化していく地域の風も、私の病院の何十年と療養中の人達にも、少しずつでも伝えていきたいとも思いました。



紹介コーナー

症例検討会のご案内

えひめアルコール関連問題研究会が主催の症例検討会は、医師・看護婦（士）・SW・心理士そして教師・学生等多職種のメンバーで、アルコール依存症とそれに関連する諸問題に取り組んでいます。関心のある方、是非！

開催日：隔月第4金曜日

午後6時30分～8時30分

場 所：愛媛県総合社会福祉会館

連絡先：(医)みやもとクリニック

Tel089-993-1911(竹田・宮本)

きらりのウッディ

澤田実和

現任保健婦研修に参加させて頂き、自分のなかで一番印象に残ったことは、病院のデイケアと作業所への実習でした。病院のデイケア実習においては、作業所とデイケアの違いを模索することで、地域の中での医療側の姿勢について、また、作業所と医療機関との関わりの中で作業所で何ができるかということに改めて考える機会になりました。作業所の実習においては、自分が現在働いている作業所以外の別の作業所に実習に行き、そこで抱えている作業所やスタッフの問題を自分の作業所に立場を置き換えながら考えることで、日常業務や作業所のあり方について客観的に見る事ができたと思います。今回の研修で学んだこと、気づいたことを日常の実践につなげていけるよう、努力したいです。

チューリップの会

アルコール問題で困っている家族の方へ一人で悩まないで、皆で勉強をして一緒に頑張りましょう！

お気軽にお出かけ下さい。

毎月第1木曜日 午後2時～4時

番町福祉センター

第2日曜日 午後2時～4時

松山市ハーモニープラザ

連絡先：高橋智恵子(089-978-2476)

石丸 知子(089-943-7131)

☆NEWSなお知らせ☆

『精神保健福祉士』養成のための通信教育について

『精神保健福祉士』資格取得のため平成13年4月1日より専門学校において「通信教育」コースが開講されることになりましたが、下記の4校の通信教育課程の開講が認定されました。必要の際は、電話、FAX、ハガキのいずれかにより『通信課程入学案内』を請求してください。無料で送付されます。

1. 日本福祉教育専門学校 精神保健福祉士養成通信課程

TEL 03-5954-0220 FAX 03-3982-5133

【2次募集—2/3～3/2】

2. 新潟福祉医療専門学校 精神保健福祉士通信科

TEL 025-261-0383 FAX 025-261-0390

【3次募集3/10まで】

3. 日本社会事業学校 精神保健福祉士通信教育課程

FAX 0424-92-6816 *ハガキかFAXで請求してください。電話受付はありません。

【今年度募集期間済】

4. アルファ福祉専門学校 精神保健福祉士通信課程

TEL 042-721-1026 FAX 042-739-7193

【関東地区在住者のみ】



*一般養成課程（1年7～10ヶ月程度）短期要請課程（9～10ヶ月程度）のコースがあります。
お問い合わせは、各自でお願いします。

編集後記

連日の寒さに震え上がりそうな毎日・・・。

今回の特集は、誰もが気になっていながら、難しく考え込んでしまう倫理綱領に取り組みました。

歴史をたどり、議論を重ねるうち、文字の羅列のように思っていた倫理綱領が身近なものに思えてきました。今回号を今後の議論の参考にしていただければ幸いです。

平成12年度後半も新人を対象とした様々な研修や、各地域の活動が熱心に繰り広げられ、それぞれ報告を寄せていただき、いい紙面づくりができた感謝しております。

感想・ご意見等を下記までお寄せください。

広報出版部連絡先

Tel 089-932-2768

Fax089-931-5545

e-mail keigo-t@ma.newweb.ne.jp (谷本)